

健感発 0301 第 1 号
平成 30 年 3 月 1 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）

「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の規定に基づく事務の対応について

結核患者については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項に基づき、原則として、結核病床に入院させるという運用がされており、これまでも、同室に入院させることによりウイルス感染の危険のある患者を他の種の患者と同室に入院させないこと（医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 10 条第 5 号）を遵守できている場合において、必要に応じて結核患者を感染症病床に入院させることは可能であったところです。

今般、別紙のとおり、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）において、結核患者が入院する病床についての方針が決定されましたので、改めて、下記のとおり通知いたします。内容について御了知の上、貴管下医療機関に周知いただき、引き続き結核患者が各々の病状等に応じた適切な医療を受けられる医療提供体制の確保及び院内感染防止対策の推進に努めていただくようお願いいたします。なお、医療法の解釈については、医政局と協議済みであることを申し添えます。

記

結核患者については、同室に入院させることによりウイルス感染の危険のある患者を他の種の患者と同室に入院させないこと（医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 10 条第 5 号）を遵守できている場合において、感染症病床に入院させることが可能である。

ただし、院内感染防止の観点から、結核患者を感染症病床に入院させる際の病室（※）については、結核が空気感染することに鑑み、「感染症指定医療機関の施設基準の手引きについて」（平成 16 年 3 月 3 日付け健感発 0303001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を参酌し、空気感染に対応できるよう、陰圧制御や HEPA フィルターの設置等を行うこと。

※ 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関における第一種病室又は第二種病室のことをいう。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

（平成29年12月26日閣議決定）

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

平成29年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、地域交通部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）」（平成29年12月22日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

2～5 （略）

6 義務付け・枠付けの見直し等

【内閣官房】～【文部科学省】 （略）

【厚生労働省】

（1）～（10） （略）

（11）医療法（昭23法205）

（i）結核患者については、同室に入院させることによりウイルス感染の危険のある患者を他の種の患者と同室に入院させないこと（施行規則10条5項）を遵守できている場合において、感染症病床に入院させることが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。

（ii） （略）

（12）～（41） （略）

【農林水産省】～【環境省】 （略）